

平成 22 年度運営・事業について

1 22年度の基本方針

センター運営審議会答申（平成9年）を基本に，運営・事業を実施する。

- ・ 自立促進と生活基盤を確立する施設として
- ・ 地域福祉・保健活動の拠点として
- ・ より広域的なコミュニティセンターとして
- ・ 生涯学習を推進する拠点として
- ・ 人権啓発・学習の場として

2 運営・事業遂行にあたっての考え方と目標

- (1) 平成21年度の運営及び実施事業を継承する。
- (2) 広域的なコミュニティセンターとして利用しやすい施設づくりを目指す。
- (3) 生活基盤向上と自立支援のための，就労安定対策，生活福祉健康対策を強化する。
- (4) ボランティア活動の推進，自主活動育成・促進をさらに進める。
- (5) 芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針ならびに実施計画にもとづき，部落差別をはじめ，様々な人権課題の教育啓発活動の拠点としての定着・発展を図る。
- (6) 児童センターを，児童健全育成と子育て支援の施設として積極的に活用する
- (7) 関係行政機関や社会福祉協議会，芦屋市人権教育推進協議会との連携の強化を図る。

3 具体的な運営・事業の内容

隣保館事業

(1) 社会調査・研究事業

福祉措置世帯，高齢者，障害者等，社会的援護を必要とする人たちの状況や，就労状況を関係機関との連携を図りながら把握する。

「福祉マップ」の作製

教育啓発事業や教室・講習講座のニーズをアンケート調査等により把握する。

地域文化・伝統芸能の資料収集や継承のための研究を進める。

(2) 民生事業

経常的な相談指導事業と、継続相談援助事業により、自立支援を図る。

「老人憩いの間」事業を中心に、高齢者の集い、交流事業、各種講習講座の実施や自主教室の開催を促進し、高齢者の健康増進と生きがいづくりに努める。

昼食サービスや町内清掃、花づくりなど、住民が主体となった地域活動を推進する。

(3) 就労促進事業

就労意欲の向上と安定就労に向けた、就労促進・求職相談指導を職業安定所との連携をもとに行なう。

必要に応じ、パソコン教室等、労働能力開発のための講習会を実施する。

社会保険・労働保険等の相談、零細・自営業者の育成・支援を図る。

(4) 地域福祉・保健衛生事業

保健師活動を中心に、健康・医療・保健相談を行なうとともに、各種手続き等の支援、相談を行なう。

ア 介護保険の認定、給付サービスや在宅福祉の相談指導に応じるとともに、介護予防のための各種生活指導を行なう。

イ 保健衛生、疾病予防などの啓発を、家庭訪問等あらゆる機会を通じて行なう。

ウ 妊産婦、母子、乳幼児対策として、木目細かな相談指導を関係機関と連携して行なう。

エ 健康講演会、栄養改善講習会を実施する。

オ 特定健診・特定保健指導の理解を即し、受診の奨励を進める。健診結果の相談に応じ、医療機関との連携を行なう。

カ 「隣保館ディサービス事業」を中心に、地域の自主的活動やボランティアの育成を図り、地域福祉事業を推進する。

(5) 教育事業

進学、進路の相談に応じ、ケースにより学習指導、教養講座や実技指導を行う。

識字学級・生花教室など、住民の自発的な開催意欲を継続発展させる。

IT推進事業として、パソコンフレンドリーをはじめ、親子・小学生・女性・高齢者を対象とした各種パソコン教室を開催する。また、受講者の自由練習の機会を設ける。

国際化や多文化共生を目指し、料理教室や外国語教室を行う（カルナバル教室等）。

(6) 啓発・交流事業

同和問題をはじめ，様々な人権課題や平和，環境問題をテーマに，講演会・展示会・映画会を実施する（ヒューマンライツシアター）。

一般上映された映画のうち，ヒューマンな作品を選定し，週1回定例で上映する（シネポケットヒューマン）。

人権啓発ビデオ等ソフトを収集整備し，市民・学校・各種団体に学習教材として貸出す。

人権関係図書や資料を収集し，館内掲示や啓発資料として活用する。

自主サークル「あいうえおの会」の育成など，人権啓発リーダーの育成を推進する。

阪神淡路大震災の“オリジナル「展示写真パネル」”の貸出しを行ない，震災の教訓を風化させず，まちづくりの教材として活用する。

運動会など，世代間交流の機会をつくり，住民の交流の場をつくる。

地域主催の盆踊りに協力し，地域活動と交流の推進を図る。

ワンコイン（500円）映画の企画・実施の継続。

(7) 広報事業

「文化センターだより」を月1回定例発行し，センター事業への関心を高める。

ホームページを活用し，センター事業を広く広報する。

児童センター事業

(1) 子育て支援を重点に置いた「親子クラブ」を充実させる。

(2) 生活習慣づくりや自発性，創造力を育てるための「ジュニアクラブ」を充実させる。

(3) その他，乳幼児・小学生・親子・母親を対象とした各種教室，講座を開催する。

(4) ミニ講演会や子育て交流会，子育てグループへの遊戯室開放など育児支援事業を充実させる。

(5) 「あそび広場」の乳幼児と保護者の自由なあそびの場を提供していく。

(6) 「あい・あいるーむ」(こども課所管)の実施場所を提供していく。

育児支援事業「こどもひろば」の開設

(毎月第1水曜日 10:00～11:30 / 14:30～16:00)

2～3歳児の一時保育・・・“保護者の心身リフレッシュ時間”と

“こども同士のふれあい”を

食育・環境教育の視点にたった事業の推進を図る。

児童センターだより(年間4回)を発行し施設のPRを図る。

文化センター事業（使用・維持管理）

- (1) 施設目的に沿った市民学習活動や地域福祉活動が制限されないよう配慮しながら、一般貸室業務の推進を図る。
- (2) 図書室・自習室・ビデオブースなどの利用促進を行なう。
- (3) 行政情報や地域情報の機能の向上を不断に推進する。
- (4) 空調設備更新を主とした大規模改修工事を行う。